

DV加害者への対応について

田中寛二

琉球大学人文社会学部人間社会学科心理学プログラム

更生保護法人がじゅまる沖縄 DV加害者更生相談室

基本的立場

- 臨床心理学

- 司法・犯罪分野～刑務所や少年院での心理臨床活動

- 支援の機会が限定

- うまくいかなかった場合のみ報告(うまくいった場合の知らせはない)・・・「失敗から学ぶ」姿勢

- DV加害者への対応の基本的スタンス

- 「配偶者への暴力」は違法行為(犯罪行為) ⇒ 「改善の必要性が大いにある」

- 目標: 暴力的な言動の減少・・・明確 ※ 別人格の創造ではない

- 方法: 加害者により様々・・・悩みの種

- ⇒ 基本的スタンス＝否定から生じる変化より受容から生じる変化を重視

- 加害者への想い

- 幸せな人生を送るための支援者になりたい

DV加害者への対応の基本姿勢

- 一般には・・・DV加害者は
「変わらない」「変われない」
- この考えは適切か？
- 私（たち）は・・・
 - 変わろうとする意欲があり・・・＜大前提＞
 - + 「適切な働きかけ」 ⇒ 変化が生じる と考えている
 - 「適切な働きかけ」の難しさ

DV加害者への対応の基本姿勢

加害者の言い分を聞いていると腹立たしくなることがある

＜自己分析＞私（カウンセラー）が加害者よりも優位にいるのでは？

- カウンセラーとクライアント（加害者）との関係性は「対等」であるべきなのに…
- 自分の怒りを巻き込ませているのでは？
 - カウンセラーの態度条件のひとつ「共感的理解」
…「クライアントの怒り，恐れ，あるいは混乱を，あたかも自分自身のものであるかのように感じ，しかもその中に自分自身の怒り，恐れ，混乱を巻き込ませない…」（Rogers, C., 1957）
 - カウンセラーが怒りにまかせた言動をとるならそれは「暴力的言動」
 - 「共感的な態度」を重視…「イライラする」は理解するが「暴力的な言動の行使」は認めない
 - 行動と情動の分離
 - 「気持ち」は受容しても（認めても），「行動」は受容しない（認めない）」

DV加害者への対応の基本姿勢

以上をふまえて…

DV加害者更生相談を行う私の基本的な態度は…

「冷静で温かい対応」

- ※ 実際に相談に来た加害者…「調子抜け」
- ※ 相談に行くように要請した家族…「不審感」

DV加害者の私の理解

- 性格等：短気・暴力的傾向 + 支配欲求の高さ + α

「 $+\alpha$ 」

例（１）：「（選択的）道徳性不活性化モデル」（Bandura, A. 1986）

～道徳性がうまく働かなくなる認知のゆがみ

下の例は非行少年の場合・・・『ゆがんだ認知が生み出す反社会的行動 その予防と改善の可能性』
（吉澤ら編著，2015，北大路書房）から引用

- ・ 道徳的正当化：「友だちを守るためならば，かっとなって激しく怒っても問題はない」
- ・ 婉曲的なラベル：「勝手に他人のバイクや車をもらっても，それはただ拝借しただけのこと」
- ・ 都合のよい比較：「違法なその他のことと比べると万引きはたいしたことではない」
- ・ 責任の転嫁：「仲間グループの問題は，メンバーの誰かが責任を負うべきだ」
- ・ 責任の拡散：「グループ全体の問題に少ししか負担していない個人を責めるのは不公正だ」
- ・ 結果の無視や矮小化：「軽いからかいやいたずらはだれも傷つけない」
- ・ 非難の帰属：「放置してあるものは盗まれてもしかたないだろう」
- ・ 非人間化：「不愉快なやつは人として扱われる必要はない」

例（２）：「敵意的反すう傾向」（他者に対する否定的な事柄を何度も繰り返し考え続ける傾向）

- 状況：家庭や自家用車の中など他者からの視線が遮断されるような状況

様々な要素が絡み合ってDVへ

DV加害者の私の理解

• DVの背景にある問題

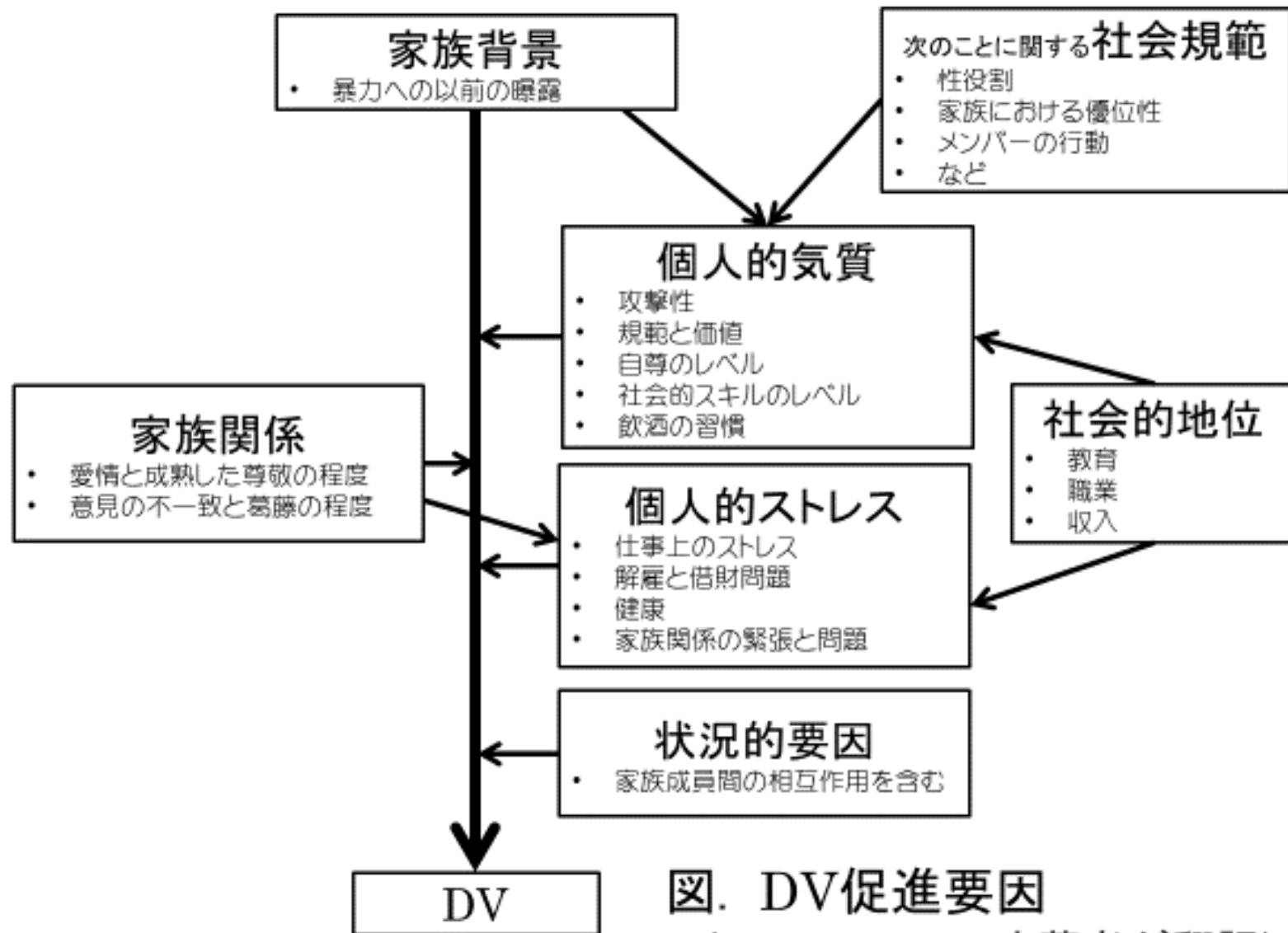
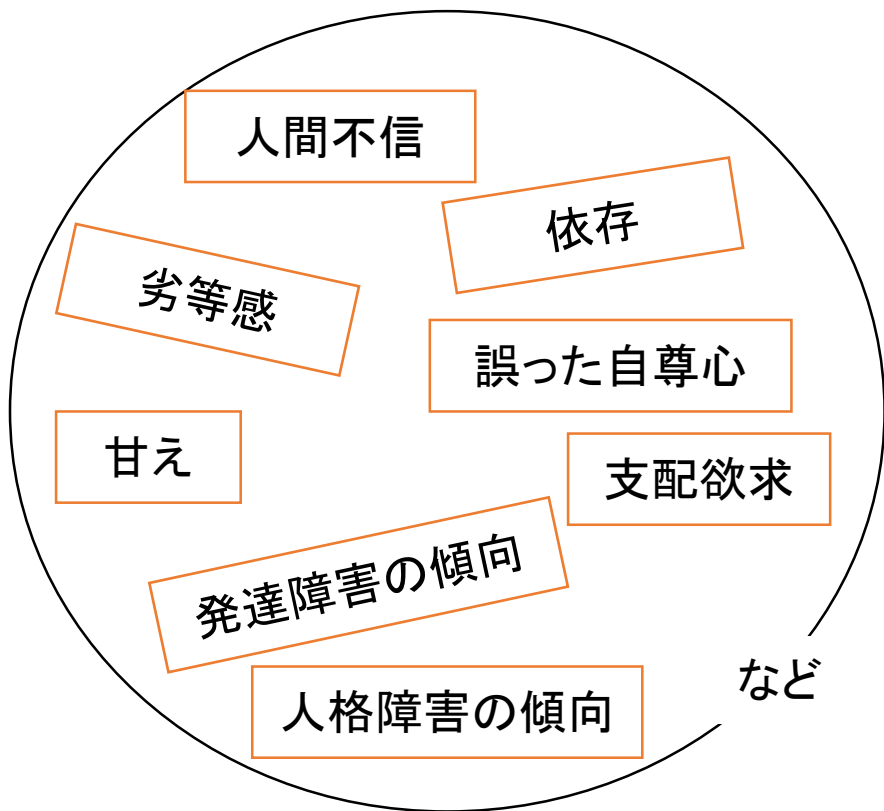


図. DV促進要因

(Berkowitz, 1993を著者が翻訳)

DV加害者の私の理解

• DV加害の理解～様態のタイプ(私見)

	機会的	<暴力の頻度>	常態的	特徴
<暴力の方向>	機会的一方的 (典型的DV)		常態的一方的 (重症DV)	男性が加害者である (となる) 場合が多い
	機会的相互的 (典型的夫婦けんか)		常習的相互的 (重症夫婦けんか)	
特徴	機会的であっても常態的であっても DV被害者が受けるダメージは大きい			

• 被害者の性別について

- DVといえば, 男性→女性 への暴力

H30暴力相談支援センター相談件数 男性2,405件, 女性112,076件 (1:47)

- 女性→男性 や LGBTQカップル間 の 暴力も

DV加害者の私の理解

- 暴力事件の加害者の認識傾向（有罪が確定した犯罪者にも）
 - 自らの加害行為に対して
 - 否認する→「していない」
 - 否認しないながらも…「正当化」→「暴力を振るうことが必要だった」
(教育・躾のため)
 - 否認しないながらも…「歪曲（矮小化）」→「そんなに強く殴っていない」
 - 否認しないながらも…責任転嫁…「悪いのは相手方だ」
- 発生する罪悪感を中和する認知様式…「中和の技術」 Matza & Sykes (1957)
 - ① 責任の否定 (the denial of responsibility)
 - ② 損害（被害）の否定 (the denial of injury)
 - ③ 被害者の否定 (the denial of the victim)
 - ④ 非難者への非難 (the condemnation of the condemners)
 - ⑤ より高度な忠誠心への訴え (the appeal to higher loyalties)

DV加害者へのカウンセリングの目的と方法

- 「再暴力の防止」 <暴力の予防>

一度も暴力を振るわない生き方が理想

→ 「より良い人生」のために・・・誰の？

「DV加害者自身とその周辺の人たち」

そのためには・・・「加害者の」葛藤場面で暴力的な言動以外の解決方法を選択できるようになること

視点として

人格の否定をしているわけではないという認識を持ってもらう

- 「暴力的な言動」による問題解決方法の消去
- 「穏やかな言動」による問題解決方法の習得

→ **ソーシャルスキルの問題**

DV加害者へのカウンセリング

ステップ0（インテーク）

- 来談 ⇒ DVをやめたいという気持ちがある（強い）ことを確認

その上で

- 2つの約束（誓約）を交わす

1) (DVをやめるのは容易ではないことの説明の上で)

継続して来談する

2) (最初は「我慢」が重要だ, と説明した上で)

今後は(腹が立っても)DVは行わない

※ DV加害者更生相談室に相談に行っていることを言い訳にして、DVをしてしまう加害者も…

DV加害者へのカウンセリング

ステップ1 (1)

① 自らの言動が暴力的であることの自認

- 否認, 歪曲, 正当化から「自分は大切な人を傷つけてしまった」への認識の変容
- 「暴力的言動を取らない」という約束
 - 「身体的暴力は振るわない」約束・・・理解しやすい
 - その背景・・・「暴力を振るってはいけない」の認識は誰もが持っている

② モチベーションのレベルの確認

- 「モチベーションが高いまま維持できれば, 改善は前進する」 重要
- 来談経緯は? 自発的か (一般にはモチベーションは高い) それ以外か
- 相談の前提: 関係修復ではなく, 暴力的な言動を改善
 - ⇒ 「大切な人を失いたくないから, 来談」は適切ではないのか?
- 改善は誰のため? 「自分のため」だが「大切な人のためでもある」
- 関係の修復に手を貸すことはないが, その気持ちを否定することもない

DV加害者へのカウンセリング

ステップ1 (2)

- 自らの言動を修正するために来談を継続する必要があることの認識
- 被害者の立場に立ちつつ、加害者にとっては変化を応援する立場を忘れない
 - 加害者への適切な共感を忘れずに . . .
 - 課題を与えること
 - その課題に対する加害者の取り組みや取り組みの結果の適切な評価
- 目的の意識化の継続
 - 何のための来談か？
 - 他者を思いやれる自分になるために . . .

※そのステップでも毎回確認が必要

DV加害者へのカウンセリング

ステップ2

・暴力的言動の「引き金」の理解

・引き金

- ・「気に入らないこと」をされたので思わずカッとなる → DV
「カッとなる」の対応1)

- ・「ついカッとなって」の分析 ① 加害者…「理解させることが被害者のためだ」(教育・躰)
実際には…加害者本人のイライラの解消のため
- ② DVをして(怒鳴って), 何か良い変化はあったか?
- ③気に入らないことをしないように教育, 躰が必要。DVも必要か? 効果的か? などの分析

「カッとなる」の対応2)

- ・DVの背景にある怒りへの対処～アンガー・マネージメント
 - ・怒りの程度を理解…セルフ・モニタリングができるか?
 - ・怒りを暴力的言動に表出させるまで上昇させない工夫
 - ・怒りを暴力的言動に結びつけない工夫

DV加害者へのカウンセリング

ステップ3

- DVの根底にある問題の理解と対処
 - 「根底」にある問題の理解の難しさ
 - 多様な要因の絡まり
 - 普遍的な要因と個別的な要因
 - 心理特性の変化は難しい
 - 心理特性の背景にある「被害」体験
 - 「暴力の世代間連鎖」について
 - 心理療法の導入
 - カウンセリングのみの対応ではなく、認知行動療などの活用も念頭に

まとめ

DV加害者更生相談活動の中では・・・

- 加害者との関係性について配慮し
- 当初はDVをしないと約束し
- 来談継続のモチベーションを維持・高め
- DVの要因を理解してもらい
- 自然にやめ続けられるようにカウンセリングを続行
などのプロセスをとおして、改善を支援しています。

今後も精進してまいりますので、ご指導・ご鞭撻を賜りますよう、お願いいたします。ご清聴ありがとうございました。